

植栽管理委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、植栽管理委員会（以下、委員会という）の運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組規約第9条に定める管理対象物のうち、組合員全体の共有に属する樹木、芝生その他の植栽物の管理に関し、理事会の下部組織として、理事会を支援することを目的とする。

(活動範囲)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる各号の業務を行う。

- 一 植樹、剪定、伐採、消毒、除草、整備その他植栽物管理に関する組合員意見の収集、計画立案および理事会への具申
- 二 住棟に近接し、日照に障害を与える樹木の定期的な判定およびその対策の理事会への具申
- 三 前各号に伴う業者との交渉および見積り内容の点検
- 四 植栽物に関連する住民活動の立案および理事会の委嘱による実施
- 五 災害に伴う植栽物に対する緊急措置の実施
- 六 上記の他理事会から要請された事項の実施

(構 成)

第4条 委員会は、組合員に対する募集を経て理事会が任命する委員と環境担当理事（以下、委員という）をもって構成する。

2. 委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、環境担当理事のなかから委員長が指名する。
4. 委員会は、第3条の業務実施のため、必要に応じた作業部会を設けることができる。作業部会は理事会により承認された運営規程により運営される。

(任 期)

第5条 理事会が任命する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 環境担当理事の委員としての任期は、環境担当理事退任までとする。

(招 集)

第6条 委員会は必要のつど、委員長が招集する。

2. 委員は、委員会の開催の目的を記載した書面に4分の1以上の委員の署名を得て、委員長に委員会の招集を請求することができる。

(開催および議事)

第7条 委員会の議事は出席委員の多数で決する。

2. 委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出する。

(経 費)

第8条 委員会の運営に要する経費の支出は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(付 則)

第1条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第2条 この規程は、平成21年9月19日から施行する。